

FOODBANK GUIDE LINE 2010

締結フードバンク団体 スタンダードオペレーション 2010



フードバンクの社会化を目指す者として…

私たちは、社会的ニーズがありながら未だ確立されていない「新しい社会流通システム」として、フードバンクは日本に必要な仕組み「新しい社会資本」のひとつとしてなりうと、信じています。

ここにこの仕組みに関わる業務基本原則「スタンダードオペレーション」を明らかにしたフードバンクガイドラインを策定し、以って私たちは、フードバンクが社会資本を担うシステムであることを表すものであります。

ガイドライン目次

1. 無償性
2. システム利用の選択権
3. 利用者選定基準
4. 寄贈者意思の尊重
5. 受領判断基準
6. 品質管理
7. 転売禁止規定
8. 管理規定
9. 同意書の作成
10. 当事者意思の尊重
11. 情報管理規定
12. 社会貢献活動
13. 問合せ窓口
14. 事故対応規定
15. 実効性の担保
16. 協定締結・締結解除・除名
17. 管理者・事務担当・申立先

管理者及び問合せ先

セカンドハーベスト・ジャパン内
ガイドライン事務局
担当:大竹正寛 秋元健二 高原恵
〒111-0053
東京都台東区浅草橋4-5-1水田ビル1F
電話 03-3838-3827
FAX 03-3863-4760
E-Mail guideline@2hj.org.

目 的

利用者満足の為に何をすべきか

1. フードバンクシステムとは、食品関連企業他より市場価値の無くなった食品等（以下、規格外等）の寄贈を受け、福祉施設や生活困窮者の支援団体に無償で届ける活動の場です。規格外等の食品を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくものです。

2. フードバンク団体とは、情報を収集・整理し、伝達する役割を果たす当該システムの管理者となるものです。管理者は、利用者の利用上の利害を調整し利便性向上を図ることを第一と考えます。利用者とは、食品関連企業等の寄贈者（以下、寄贈者）や福祉施設及び生活困窮者支援団体の受贈者（以下、受贈者）、寄贈食品を最終消費する福祉施設及び生活困窮者支援団体の支援対象者（以下、消費者）、食品を運搬する者、消費者へ直接手渡す手段を講じる者等関わる全ての者を当該システムの利用者（以下、利用者）と考え、その利用上の利害を調整し利便性向上を図ることを第一と考えます。

3. 協定締結フードバンク団体は、前項の者の意思を尊重し、信頼関係とその関係継続を第一に考え、互いの役割とその組織の限界を理解した行動をいたします。

4. 協定締結フードバンク団体は、フードバンクシステムが新しい食品ロス削減策と新しい社会福祉供給策の担い手であること、食を通じた社会的セーフティーネットシステムであることを十分に認識し、その責任を負いながらシステム発展に寄与します。

5. 協定締結フードバンク団体は、以下の各項を寄贈者、受贈者及び消費者に対して本ガイドラインを通じ公約をするものであり、以って当該システムの品質を保証するものとして広く社会全体へ公表し、社会へ理解を求めものでもあります。

《 無償性 》

協定締結フードバンク団体は、寄贈者、受贈者双方に食品自体の対価的授受を求めません。

《 システム利用の選択権 》

協定締結フードバンク団体としては、フードバンクシステム利用の可否を決める権利及び食品授受の決定権は、寄贈者及び受贈者が持つものと考えます。但し、システムの管理者として協定締結フードバンク団体は、寄贈品の授受に関する双方の利害を調整し、トラブル防止等に必要な権限を有します。

《 利用者選定基準 》

1. 協定締結フードバンク団体は、原則、福祉施設・団体 に対し寄贈品を届け、その寄贈された食品の適正利用、適正消費が受贈者と協働しながら実現できるよう行動します。
2. 寄贈者及び受贈者を人種、信条、性別、年齢及び団体構成員の志向により選定することはしません。
3. 特定の寄贈者と受贈者のみによる互惠取引はいたしません。反社会的行為を有する者との取引もいたしません。

《 寄贈者意思の優位 》

協定締結フードバンク団体は、寄贈者より受領をした寄贈品を、寄贈者の大切な商品及びブランドであることと十分認識し、その意思及び個別に約した条件に従い受贈者ととも適正に寄贈品を取り扱うことを約束します。

《 受領判断基準 》

協定締結フードバンク団体は、利用者 にとって平等、公平な受領判断基準を作成し、公開します。

《 品質管理 》

1. 協定締結フードバンク団体は、食品本来の品質が保証された食品のみを取扱います。
2. 協定締結フードバンク団体は、寄贈者が寄贈品を保証するために特別な労力を負っていることを認識します。
3. 協定締結フードバンク団体は、寄贈者が指定した保管等の基準を遵守し、その品質が保証された状態で消費者へ届けるための管理、工夫を受贈者とともに行うことを約束します。この管理、工夫の手段は必要に応じて 公開します。
4. 協定締結フードバンク団体は、寄贈品個々に関する情報を収集、整理し、受贈者が適正に利用・消費できるよう正しい情報を適切な手段で伝えます。

《 転売禁止規定 》

協定締結フードバンク団体は、寄贈された食品を市場へ再販することはいたしません。これは食品受贈者及び消費者を代表し、約束するものであります。

《 管理規定 》

協定締結フードバンク団体は、寄贈された食品を適正に管理記録する規定を作成し公開します。また必要に応じ寄贈者及び受贈者には、規定に基づいた食品引取、輸送、保管、届先等の情報を事前に提供及び報告をいたします。

《 同意書の作成 》

協定締結フードバンク団体は、寄贈者との別途取決めは、書面にて取り交わします。それを契約行為と認めます。この書面での取決め内容は、機密保持の条項が無くとも保護情報と認め原則非公開とします。

《 当事者特約の尊重 》

本ガイドラインの各条項は、前項同意書内における当事者間の特約等を妨げるものではありません。

《 情報管理規定 》

協定締結フードバンク団体は、寄贈者、受贈者及び消費者、その他利害関係者の情報を許可なく流用したり、公開しません。また寄贈者との合意書や寄付内容等の情報、及び受贈者等が保護する情報を侵害あるいは漏洩される恐れがないように備え、情報管理規定を作成し、公開します。

《 社会貢献活動 》

1. 協定締結フードバンク団体は、その活動に関わる法令、規則、基準等を遵守します。財務情報や事業報告書等を適時適切に公開し、また不利益情報も遅滞なく公開し利用者及び社会へ理解を求めます。
2. 調査研究活動、人材育成や普及活動、地域や他団体との連携を通じて、システム及び活動の社会的価値向上に努めます。

《 問合せ窓口 》

協定締結フードバンク団体は、取り扱う食品に関して、受贈者及び消費者、寄贈者に対して問合せ窓口及びその担当者を設置し、誠実に対応します。

《 事故対応規定 》

協定締結フードバンク団体は、万一事故が予見される場合及び発生した場合の原因究明、拡大防止と被害者救済及び迅速な公開等の規定を作成し、公開します。

《 実効性の担保 》

本ガイドライン各条項の実効性を担保するものとして、各協定締結フードバンク団体は代表者を選任し、代表者は各条項の内容等を団体内従事者及び利害関係者に対して周知、指導を行うものとします。また協定締結フードバンク団体は以下の組織運営をおこない、各協定締結フードバンク団体の健全運営に役立てる努力をいたします。

- (1) 事務担当者に対する研修・連絡会議の開催
- (2) 協定締結フードバンク団体合同での活動報告書の作成
- (3) 協定締結希望を有するフードバンク団体に対する指導助言等のプログラム提供
- (4) 外部有識者が参画し、前項合同報告書の評価、各協定締結フードバンク団体及び利用者からの申し立て等を精査する品質向上委員会の設置（細則 別掲）。

《 協定締結、締結解除、除名 》

1. 本ガイドライン管理者が別途規定した資格要件を満たした団体のみが協定締結ができるものとし、但し、資格要件を満たさなくとも協定締結を希望する団体を協定締結準備団体として、協定締結に向けて各協定締結フードバンク団体は指導助言に務めるものとします。尚、本ガイドライン管理者は協定締結のための資格要件を公開するものとします。
2. 協定締結フードバンク団体は、本ガイドライン管理者に申し出ることにより、いつでも当該協定の締結を解除することができるものとします。尚、解除後当該団体は直ちに全ての利用者に適切に周知し、また本ガイドラインの事務局は当該事実を公表するものとします。
3. 協定締結フードバンク団体が本ガイドラインに違反したと認められると他の協定締結フードバンク団体から申し出があった場合には、本ガイドライン管理者は各協定締結フードバンク団体及び利用者等と協議をする場を通じ、除名の可否を決定します。万一除名団体が発生した場合には本ガイドライン管理者はその経緯顛末を含め情報を適切に公開します。
4. 本ガイドライン管理者は、協定を締結した団体名及び協定締結準備団体名、締結を解除、除名した団体名を、同管理者が有するホームページ等で速やかに公開するものとします。

《 管理者・事務担当・申し立て先 》

本ガイドラインの管理者は、著作・原案作成者であるセカンドハーベストジャパン（東京都台東区浅草橋4-5-1水田ビル1階）とし、内容に関する問合せ先、事務処理等は、同団体事務局内に置くものとします。尚、この窓口は、協定団体、利用者他が利用できるものとします。

以上、協定締結フードバンク団体は本ガイドラインを基に、より具体化された実務基準等を各団体の名においてそれぞれが作成し、公開及び遂行するものとします。

尚、締結時点で実務基準等が作成中の段階にある場合においては、その作成までの期間を考慮し公開日時を約することによってその公開を猶予することができるものとします。

施行：2009年10月15日
協定改正：2010年10月14日

* 改正に関する手続き、各委員会設置等については、事案発生の都度、本ガイドライン管理者は各会議体を編成し事案にあたることとします。